

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年福島県条例第六十八号）新旧対照表

新	旧
<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十三条第一項又は第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</p> <p>四（略）</p> <p>第三条から第十八条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>四（略）</p> <p>第三条から第十八条まで（略）</p>